転倒災害の再発防止のための自主点検結果(令和2年度分)

神奈川労働局労働基準部 安全課

当局管内の令和2年の労働災害による休業4日以上の死傷者数は7,617人、新型コ ロナウイルスの感染拡大の影響もあいまって前年比7.4%の増加であった。この中でも 転倒災害が最も多く全体の約23%を占める状況であった。

転倒災害は48の未実施や基本的な安全衛生活動の不備に起因するものが多く、 災害と比べて相対的に重篤度が低いことなどから事業場における転倒防止対策の必要 性の認識が薄く、主体的な取組みがなされない傾向がある。

このようなことを踏まえ、神奈川労働局では、令和2年度に各労働基準監督署(以降、 各署という。)で実施した自主点検を次のとおり取りまとめた。

1. 自主点検の目的

転倒災害の発生を端緒に事業場における安全衛生活動の活性化を促すこと。

2. 自主点検の対象

令和元年から令和2年にかけて休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生 させた事業場を対象とした。使用した自主点検表は、別紙のとおり。

3. 自主点検の回収事業場数

令和2年度に各署で実施した自主点検の回答数は502件であった。

(1)規模別内訳

自主点検を事業場の規模別に集計したところ、図1のとおりであった。

規模別集計内訳(合計502件) 250 204 200 150 101 100 79 61 49 50 8 1~9人 10~49人 50~99人 100~299人 300~999人 1000人~

図 1 規模別集計内訳

(単位:件)

(2)業種別内訳

自主点検を事業場の業種別に集計したところ、図2のとおりであった。

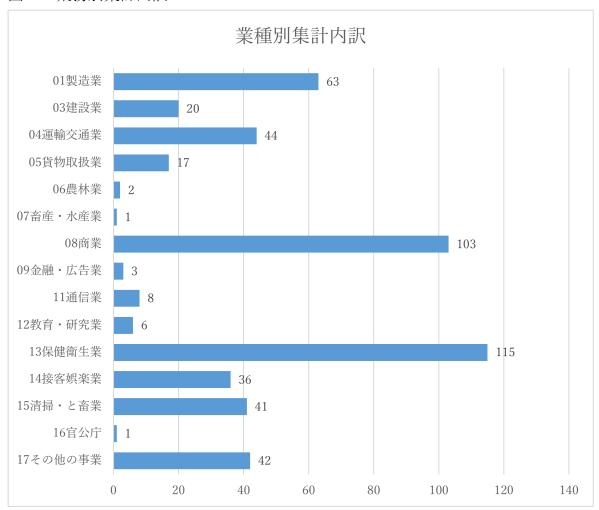


図2 業務別集計内訳

(単位:件)

4. 自主点検結果

自主点検回答数が多かった上位三業種(製造業、商業、保健衛生業)のほか、 飲食店について、安全衛生管理体制、安全衛生委員会等の協議組織の有無及び転倒 災害の原因を集計した。

(1) 製造業

製造業に分類される自主点検表は63件であった。

ア 安全衛生管理体制

10 人未満の事業場では安全管理を担当する安全管理者、安全衛生推進者又は安全推進者(以降、安全管理者等という。)を配置していない事業場が散見された。その要因として、労働安全衛生法上、10 人未満の事業場では安全衛生推進者を配置する義務がないことが推察される。

10 人から 49 人以下の事業場では安全衛生推進者の選任が徹底されていない状況であった。

50人以上の事業場は、僅かながら安全管理者の未選任が認められた(表1参 照)。

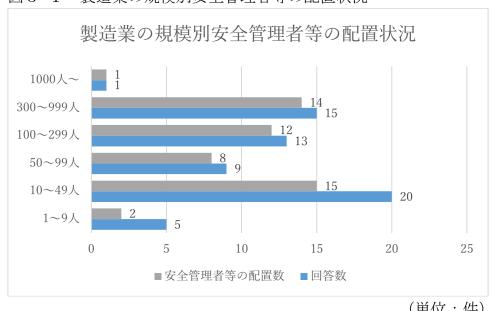
製造業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況(重複回答あり) 表 1

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者	
1~9人	5	1 (20%)	2 (40%)	1 (20%)	1 (20%)	
10~49 人	20	4 (20%)	4 (20%)	11 (55%)	_	
50~99 人	9	8 (89%)	7 (78%)	_		
100~299 人	13	12 (92%)	13 (100%)	_	_	
300~999 人	15	14 (93%)	14 (93%)	_	_	
1000 人~	1	1 (100%)	1 (100%)	_	_	

(単位:件)

表1では自主点検の回答をそのまま集計しているため、少なからず安全管 理者、安全衛生推進者又は安全推進者の重複回答が認められた。そのため、 事業場の安全に係る管理体制に着目し、これらのいずれかが選任されたもの を安全管理者等の配置数として整理した(図3-1参照)。

図3-1 製造業の規模別安全管理者等の配置状況



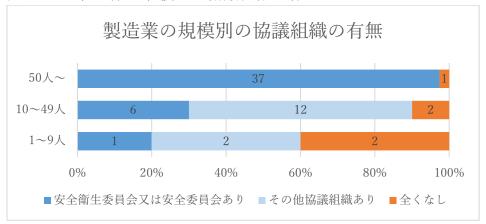
(単位:件)

イ 安全衛生委員会等

49 人以下の事業場では労働安全衛生法上、安全衛生委員会を設置する義務は ないが、その代替措置として関係労働者の意見を聴く機会(以降、その他協議 組織という。)を設けている状況が認められた。安全衛生委員会又は安全委員 会とその他協議組織を併せた割合は、10人未満で6割、10人から49人以下で 9割であった。

一方、50人以上の事業場では、大半の事業場で法定の安全衛生委員会を設け ていた(図3-2参照)。

図3-2 製造業の規模別の協議組織の有無

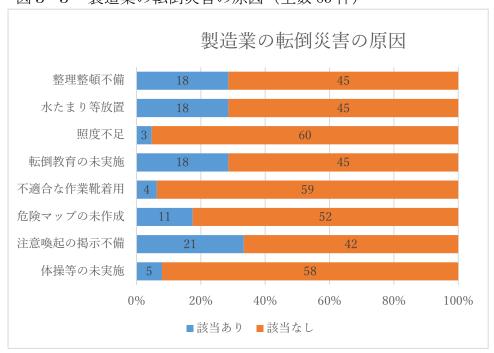


※ 図中の数値は回答数でありパーセンテージではない。

ウ 製造業の転倒災害の原因(複数回答可)

転倒災害の原因として、転倒のリスクのある個所の注意喚起の掲示がない、整理整頓が徹底されていない、床が水で濡れるなどの滑りやすい状況が放置されている、転倒予防のための教育がなされていないなどの回答が多かった(図 3-3参照)。

図3-3 製造業の転倒災害の原因(全数63件)



※ 図中の数値は回答数でありパーセンテージではない。

(2)小売業

商業に分類される自主点検 103 件のうち、小売業は 90 件と大半を占めた(図 4-1 参照)。そのため本項においては、小売業について分析した。

図4-1 商業の内訳



(単位:件)

ア 小売業の安全衛生管理体制

10人未満及び10人から49人以下の事業場の安全管理者等の配置は、いずれも過半数に満たない状況であった。一方、50人以上の事業場ではおおむね良好であった(表2参照)。

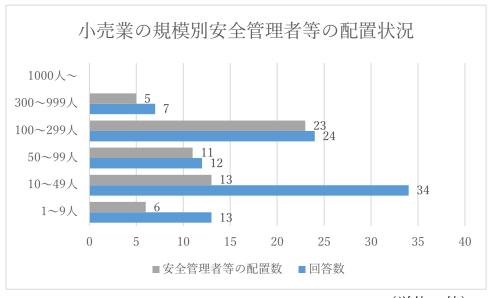
表2 小売業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況(重複回答あり)

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1~9人	13	5 (38%)	5 (38%)	1 (20%)	2 (20%)
10~49 人	34	8 (24%)	8 (24%)	7 (21%)	6 (18%)
50~99 人	12	10 (83%)	10 (83%)	0 (0%)	1 (8%)
100~299 人	24	22 (92%)	22 (92%)	1 (4%)	1 (4%)
300~999 人	7	5 (71%)	5 (71%)	0 (0%)	0 (0%)

(単位:件)

表2の結果を踏まえ、事業場の安全に係る管理体制に着目し、安全管理者、 安全衛生推進者又は安全推進者のいずれかが選任されたものを安全管理者等の 配置数として整理した(図4-2参照)。

図4-2 小売業の規模別安全管理者等の配置状況



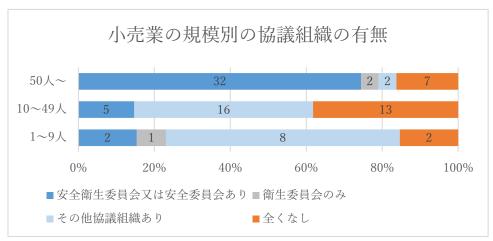
(単位:件)

イ 小売業の安全衛生委員会

50 人以上の規模では安全衛生委員会又は安全委員会を設けている割合は7割 を超えていたが、製造業と比較するとその設置は低調であった(図4-3参照)。 この要因として、小売業は労働安全衛生法上、安全委員会を設置する義務がない ことが推察される。

なお、安全衛生委員会又は安全委員会にその他協議組織を含めると 6 割以上の 割合となるが50人未満の事業場では安全管理者等の配置が低調であることを踏 まえると実効のある安全衛生の審議がなされているか懸念される。

図4-3 小売業の規模別の協議組織の有無



※ 図中の数値は回答数でありパーセンテージではない。

ウ 小売業の転倒災害の原因(複数回答可)

転倒災害の原因として、転倒予防のための教育がなされていない、転倒のリス クのある個所の注意喚起の掲示がない、整理整頓が徹底されていない、転倒予防 の体操等を実施していないなどの回答が多かった(図4-4参照)。

小売業の転倒災害の原因 整理整頓不備 水たまり等放置 照度不足 転倒教育の未実施 不適合な作業靴着用 危険マップの未作成 注意喚起の掲示不備 28 体操等の未実施 24 0% 20% 40% 60% 80% 100% ■該当あり ■該当なし

図4-4 小売業の転倒災害の原因(全数90件)

※ 図中の数値は回答数でありパーセンテージではない。

(3)飲食店

接客娯楽業に分類される自主点検36件のうち、飲食店は23件と6割以上を占めた(図5-1参照)。そのため本項においては、飲食店について分析する。



図5-1 飲食店の内訳

(単位:件)

ア 飲食店の安全衛生管理体制

回答のあった飲食店23件について、労働者数が100人を超える規模の事業場は認められなかった。

安全管理者等の配置については、最も割合の高かった 10 人から 49 人以下の 規模で6割に満たず、小売業と比較しても低調であった(表3参照)。

なお、10 人未満の規模で衛生管理者の配置割合が高くなっているが、食品衛 生法に基づく食品衛生責任者と混同している可能性が考えられる。

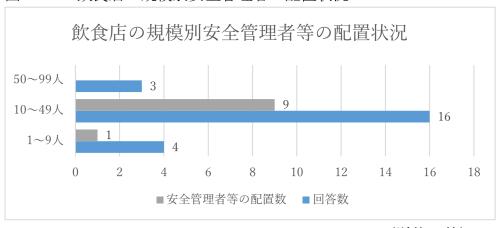
表3 飲食店の安全管理者、衛生管理者他の配置状況(重複回答あり)

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1~9人	4	1 (25%)	3 (75%)	0 (0%)	0 (0%)
10~49 人	16	3 (19%)	6 (38%)	6 (38%)	3 (19%)
50~99 人	3	0 (0%)	1 (33%)	0 (0%)	0 (0%)

(単位:件)

表3の結果を踏まえ、事業場の安全に係る管理体制に着目し、安全管理者、 安全衛生推進者又は安全推進者のいずれかが選任されたものを安全管理者等の 配置数として整理した(図5-2参照)。

図5-2 飲食店の規模別安全管理者の配置状況



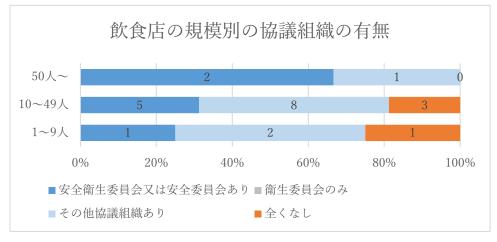
(単位:件)

イ 飲食店の安全衛生委員会

飲食店も小売業と同様に労働安全衛生法上、安全委員会を設置する義務がないが、小売業よりは安全衛生委員会又は安全委員会の設置割合は高く、その他協議組織を含めると7割以上の設置割合となった(図5-3参照)。

しかし、安全管理者等の配置が低調であることを踏まえると実効のある安全 衛生の審議がなされているか懸念される。

図5-3 飲食店の規模別の協議組織の有無



※ 図中の数値は回答数でありパーセンテージではない。

ウ 飲食店の転倒災害の原因

転倒災害の原因として、転倒のリスクのある個所の注意喚起の掲示がない、 転倒予防のための体操等を実施していない、転倒予防のための教育がなされて いないなどの回答が多かった(図 5-4 参照)。

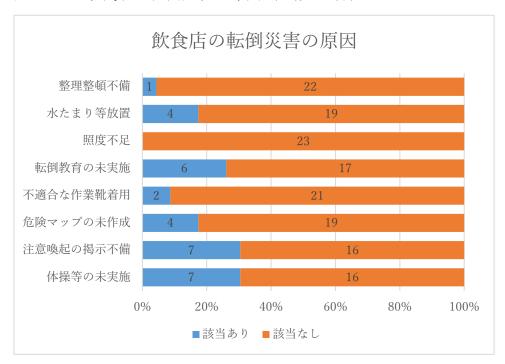


図5-4 飲食店の転倒災害の原因(全数23件)

※ 図中の数値は回答数でありパーセンテージではない。

(4)社会福祉施設

社会福祉施設に分類される自主点検表は94件であった。

ア 安全衛生管理体制

300 人以上の規模では安全管理者が選任されていたが、これ以外の規模は、いずれも安全管理者等の配置割合が5割に満たない状況であった(表4参照)。 なお、衛生管理者は50人から99人以下で6割に留まったが、これ以上では 規模が増すにつれ配置割合が高くなる状況であった。

表4 社会福祉施設の安全管理者等の配置状況(重複回答あり)

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者				
1~9人	7	0 (0%)	1 (14%)	3 (43%)	0 (0%)				
10~49 人	46	3 (7%)	9 (20%)	11 (24%)	4 (9%)				
50~99 人	25	2 (8%)	15 (60%)	4 (16%)	1 (4%)				
100~299 人	15	0 (0%)	14 (93%)	2 (13%)	0 (0%)				
300~999 人	1	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)				

(単位:件)

表4の結果を踏まえ、事業場の安全に係る管理体制に着目し、安全管理者、 安全衛生推進者又は安全推進者のいずれかが選任されたものを安全管理者等の 配置数として整理した(図6-1参照)。

社会福祉施設の規模別安全管理者等の 配置状況 300~999人 100~299人 15 50~99人 16 10~49人 1~9人 () 10 20 30 40 50 ■安全管理者等の配置数 ■回答

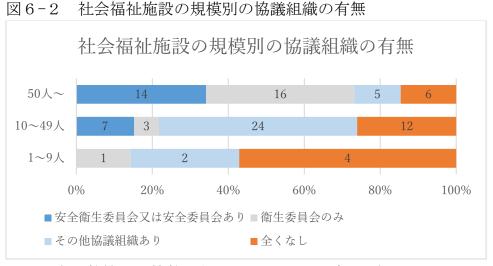
図6-1 社会福祉施設の規模別安全管理者等の配置状況

(単位:件)

イ 社会福祉施設の安全衛生委員会

安衛委員会等については、最も多い50人以上の規模で3割程度であり、その 他協議組織を含めたときの割合が高い 10 人から 49 人以下の規模でさえ7割に 達しない状況であった(図6-2参照)。50人以上の規模では、安衛委員会等よ りも衛生委員会の設置件数の方が多く、衛生管理を主眼とした活動が展開されて いるものと推察された。

そのため、その他協議組織についても、その活動内容は、安全管理よりも衛生 管理に重点を置いている可能性が考えられる。



※ 図中の数値は回答数でありパーセンテージではない。

ウ 社会福祉施設の転倒災害の原因

転倒災害の原因として、転倒予防の体操等を実施していない、転倒予防のための教育がなされていない、転倒のリスクのある個所の注意喚起の掲示がないなどの回答が多かった(図 6-3 参照)。

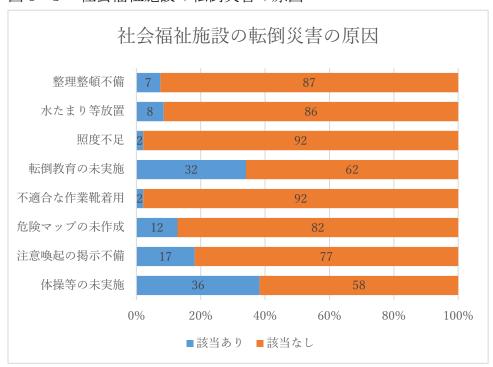


図6-3 社会福祉施設の転倒災害の原因

※ 図中の数値は回答数でありパーセンテージではない。

5. 総括

(1) 今回の自主点検の取りまとめでは回答件数が多かった上位三業種(製造業、 小売業、飲食店、社会福祉施設)のほか、飲食店について集計したところ、安全管 理者等については、製造業では一定程度の配置が認められたが、小売業、飲食店、 社会福祉施設(以降、小売業等という。)では低調であった。特に社会福祉施設で は規模が大きくなっても配置状況の改善は認められなかった。

この要因として、小売業等は、労働安全衛生法上、安全管理者又は安全衛生推進者を配置する義務がないことが推察されるが、事業者に対し第三次産業の転倒災害が増加している現状について理解を求め、危機感を共有して自主的な取り組みにつなげることができなかったことも要因の一つであると考えられる。

(2) 安全衛生委員会などの協議組織についても、安全管理者等と同じような傾向が 認められたが、小売業及び飲食店の50人未満の規模において、比較的に高い割合 で関係労働者の意見を聴くための機会を設けていることは、今後の安全管理体制の 確立を求めるうえで注目すべき結果といえる。

また、社会福祉施設については、安衛委員会等の設置が低調であったが、他業種と比較すると衛生委員会の設置割合が高いため、効果的に衛生委員会の活用を図ることができれば、安全衛生委員会又は安全委員会の代替措置となり得るといえる。

(3) 転倒災害の原因については、製造業では整理整頓の不備や水たまり等の放置などの設備的な問題に起因する割合が3割程度認められたのに対し、小売業等では1割前後と少なく、その一方で転倒教育の未実施や注意喚起の掲示不備など設備や作業環境以外に問題があったとする回答が多く認められた。

この要因として、一般的に製造業では物の加工を主とするなど作業と設備の関連性が強い一方、小売業等ではサービス提供のための移動等、日常生活での所作のような作業も多く、設備が原因となる事案が限られるためと推察される。なお、小売業等においても、当然、設備や使用機材に起因する転倒災害もあるため、安易に作業態様に問題があったと結論し、その再発防止対策を安全教育や注意喚起に留めることのないよう注意する必要がある。

- (4) 転倒災害を削減するためには安全衛生管理体制の確立が不可欠であるため、 引き続き当該管理体制の整備が重要となる。特に小売業等については、単に安全推 進者を配置するのではなく、その目的及び期待される効果を十分に理解し、既存の 関係労働者の意見を聴く機会などを活用することも効果的であると考えられる。
- (5) この他、今回の自主点検項目にはないが、年齢との相関関係についても考える必要がある。一般的に高年齢者は身体強度や運動能力が低下し、転倒しやすくなるとされており、当局が取りまとめた「神奈川労働局管内における転倒災害発生状況(令和2年)」では転倒災害の約7割が50歳以上の高年齢労働者であった。そのため、転倒災害の防止を図るためには、高年齢労働者の特性に配慮したエイジフレンドリーガイドラインに基づく取り組みが効果的であると考えられる。

STOP!転倒災害プロジェクト神奈川 QR コード



厚生労働省ホームページ (エイジフレンドリーガイドライン)



		転倒災	と害の再発	防止のたる	めの自主点	i 検等報告i	<u> </u>					
							令和	年	月	В		
	労働基準監督	Y					la d.H		7,			
				事業場名								
				業種								
				所在地								
				代表者氏名						(P)		
令ので	和 年 月 報告します。	日発生した	下記被災労働	者に係る労働	災害について	、下記のとおり自	主点検	を実施し	しまし	<i>t</i> =		
		之 之 会 告 上 告 日 告 日 告 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	体制について	かってノゼさい								
_					☑をつけてくだ	さい。						
()			プラミュロ C V 型者 口安全衛			<u> </u>						
(2			のにOをつけて									
_			会 口安全衛									
			見を聴くための		ている)							
			」 て考えられる 「	」 らの全てに図る	! をつけてくださし	、 ☑をつけた項	目につい	ては、	改善:	措		
直を No.	実施してくださ 	ر ۱ _۰		原因								
1	身の回りの整	理・整頓を行	っていなかった		、出口に物を放	 (置していた。						
2												
3	3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていなかった。											
4	4 転倒を予防するための教育を行っていなかった。											
5	5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。											
6	ヒヤリハット情	青報を活用して	転倒しやすい	場所の危険マ	ップを作成し、	周知していなか	った。					
7	段差のある箇	所や滑りやす	い場所などに	注意を促す標	識をつけていた	ぶかった。						
8	8 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。											
_	上記原因の項目 むこととした対	- · · - · - · - · - · - · - · - · · - ·		原因として考え	えられるもの及	び今回の転倒災	後害を契機	幾として	新た	に取		
)安全活動を推 施することとし		り役として、安全	推進者を配置し	た。					
※記	載しきれない	場合、余白又(よ別紙(こ記載)	、添付してくが	どさい 。							
									_			

※ 署によっては点検項目を追加した自主点検表を使用しているため、上記内容を 基本項目として集計した。